平成 21 年 9 月 29 日
新 潟 市 水 道 局
業 務 部 財 務 課

建設工事入札参加資格登録者　各位

建設工事の最低制限価格及び総合評価方式の配点基準価格の設定単位の変更について

水道局が発注する建設工事の最低制限価格（入札書比較価格（消費税抜き））は，原則，千円単位で設定し，最低制限価格を下回った入札は，工事の品質確保とダンピング防止の観点から無効としています。

しかしながら，僅かな金額差で無効になる入札もあり，工事の品質確保において支障となるとは考えにくい事例も見受けられることから，以下のとおり最低制限価格の設定単位を変更します。

併せて，総合評価方式の配点基準価格（最低制限価格に準じた額）についても，同様に設定単位を変更します。

1　最低制限価格及び総合評価方式の配点基準価格の設定単位等

対象案件	最低制限価格等の設定単位
○予定価格 1千万円以上（税込み） ・一般競争入札 ・総合評価方式	○最低制限価格及び配点基準価格（税抜き）は，10 万円単位で設定します。 ※最低制限価格の設定単位の例 ・現行　　・変更後 56，467，000円　⇒　56，400，000円
○予定価格 1千万円未満（税込み） ・指名競争入札	○最低制限価格（税抜き）は，1 万円単位で設定します。 ※最低制限価格の設定単位の例 ・現行　　・変更後 6，467，000円　⇒　6，460，000円
○落札（候補）者の決定等	○予定価格以内，最低制限価格以上の範囲内で，最低価格入札者を落札（候補）者とします。 ※総合評価方式については，予定価格以内の入札を配点基準価格により価格評価点を算定します。

2　工事費内訳書について

一般競争入札(総合評価方式含む)の入札時及び指名競争入札の落札時に提出する「工事費内訳書」については，従来どおりですが，最低制限価格の設定単位の変更に伴い，入札金額と工事費内訳書の総額を合わせるための「端数調整（値引き）」は，以下のとおりとします。

○一般競争入札（予定価格1千万円以上(税込み)）の「端数調整（値引き）」は，10 万円未満
○指名競争入札（予定価格1千万円未満(税込み)）の「端数調整（値引き）」は，　1万円未満

3　実施時期

平成21年10月1日以降に入札公告及び指名通知を行う全ての案件から実施